

重点施策 3

発達支援・医療的ケア児等支援の充実

P l a n	施策の方向性 (計画書p.42)	・ 更なる発達支援の場の充実 ・ インクルーシブな保育・教育の充実 ・ 障がいの重度化・多様化への対応、医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築 ・ ライフステージごとに切れ目のない支援の実施、相談支援体制の充実と関係機関の連携の強化
	第4次計画 での取組項目 (計画書p.42～ 43)	(1) 障がい児相談・発達支援の充実 ① “支援が必要なお子さんのためのガイドブック”を作成し、障がい児支援の利用促進を図ります。 ② あさひ学園は「発達支援」「家族支援」「相談支援」をおこないます。さらに、あさひ学園と児童発達支援センターが協力し、地域の障がい児支援の体制強化を図ります。 ③ 居宅訪問型児童発達支援や、保育所等訪問支援については、実施体制の充実を図ります。 ④ 保護者に“はじめのいっぽ”（情報冊子）を配布し、子育て支援、教育、相談等のサービス、医療機関等の情報を提供します。 ⑤ ライフステージごとに切れ目のない支援ができるように、“成長記録（ノート）”の活用を啓発し、関係機関との連携が図れるように努めます。
		(2) 医療的ケア児等の支援 ① 医療機関、行政機関、保育・教育機関、福祉サービス事業所等が連携し、医療的ケア児等の支援体制の強化を促進します。 ② 基幹相談支援センターに配置した医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児等に関する情報を集約し、必要な関係機関と連携し、医療的ケア児とその家族を支える支援体制の構築に取り組みます。また、医療的ケア児とその保護者の当事者間のつながりを推進します。 ③ 保健・医療・福祉・教育・保育などの関係機関に医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者を配置します。 ④ 医療的ケア児等ネットワーク部会において、医療的ケア児等の支援体制構築のための課題・取組等について検討します。 ⑤ 医療的ケアを実施できる人材の確保、医療的ケア児等を受入れる事業所の確保に努めます。 ⑥ 医療的ケア児等とその保護者に対し、継続的な情報提供をおこなっていきます。

